

県民活動団体人材養成業務プロポーザル実施要項

山口県が実施する県民活動団体人材養成業務を委託する法人等をプロポーザル方式により選定します。

県民活動団体人材養成業務の実施について、企画提案書及び見積書並びにプレゼンテーションをもとに、あらかじめ公表する選定基準により選定を行い、受託者を決定します。

1 業務の概要

(1) 事業実施主体 山口県（環境生活部県民生活課）

(2) 委託業務名称 県民活動団体人材養成業務

(3) 業務の目的

県民活動団体の人材の育成・財政基盤の強化、中間支援拠点の強化、県民活動団体等多様な主体間の協働の推進を図る。

(4) 委託業務内容

ア 業務スケジュール

時 期	内 容	
7月～9月	<p>セミナーの実施 ・事前協議 ・セミナー開催 (合計2回以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間支援拠点の強化 市民活動センター等地域の支援拠点の支援力強化を図る研修 ● 県民活動団体の人材育成・財政基盤の強化 ファンドレイズ（クラウドファンディング含む）、ビジョン構築等、経営感覚に優れた自立的県民活動に寄与するマネジメント研修 ● 県民活動団体等多様な主体間の協働の推進 県民、県民活動団体、企業、行政等、多様な主体間の調整をし、また、それぞれの主体の特色を認識・活用する地域コーディネーターの育成・強化を図る研修
11月	<p>協働の推進ネットワーク会議（※）への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の周知への協力 ● 会議参加者との交流

イ 業務内容

セミナーの企画・実施について

- ・ 企画内容は、前頁表のとおり
- ・ 講師、会場の手配等（2回以上開催）
- ・ 実施のPR、受講者の募集
- ・ 受講者へのアンケート調査の実施
- ・ 受講者からの報告等により、実績及び評価等を取りまとめ報告

協働の推進ネットワーク会議への協力について

- ・ セミナー関係者への会議開催の案内
- ・ 企業ボランティア活動促進モデル事業所等会議出席者との交流

※「協働の推進ネットワーク会議」

日時：令和2年11月19日（木）（予定）

概要： 地域や社会の課題解決に向け活躍する県民活動団体、その活動を支えるボランティア、中間支援者、企業、行政等、多様な主体が、一堂に会して交流し、協働の仕組みを議論するなど、一層の県民活動促進を目指すもの

*会議内において、令和2年度企業ボランティア活動促進モデル事業所の指定に係る式典を実施予定

- (5) 委託期間 契約締結の日の翌日から令和3年3月1日まで
- (6) 予算限度額 500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

この手続に参加できる者は、法人で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（複数の法人により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者。）。

- (1) 山口県県民活動促進条例（平成14年山口県条例第4号）第2条第2項に規定する県民活動団体であること。
※ 特定非営利活動法人（NPO法人）、社団法人、財団法人又は社会福祉法人など
- (2) 法人が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理として使用する者でないこと。
 - ③ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
 - ⑤ 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 山口県内に主たる事務所を有していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 法人等の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (7) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定に基づく提出期限の到来した事業報告書等の提出がされていること
- (8) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は、他の応募者でないこと。

3 実施要項の配布・質問の受付・説明会について

(1) 実施要項の配布

- ① 場 所：山口県環境生活部県民生活課（山口市滝町1番1号）
- ② 期 間：令和2年5月18日（月）から令和2年6月8日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ③ 時 間：午前9時から午後5時
- ④ その他：公募に係る必要書類は県民生活課ホームページに掲載する。

(2) 質問の受付

- ① 受付期限：令和2年6月9日（火）午後3時
- ② 受付方法：質問票（様式第5号）をメール又はFAXで送付すること。
- ③ 回 答：質問に対する回答は、令和2年6月11日（木）までに質問者にFAX又は電子メールにより回答するとともに、県民生活課ホームページに掲載する。

(3) 説明会

プロポーザルの実施に係る説明会は実施しない。

4 応募方法等

(1) 提出期限

令和2年6月22日（月）午後5時必着

(2) 受付方法

県民生活課に持参、若しくは書留郵便により提出すること。

(3) 応募書類

- ① 業務企画提案書〔様式第1号〕
- ② 団体調書〔様式第2号〕
- ③ 実施計画書〔様式第3号〕
 - ・事業の実施について、企画の狙い、コンセプト（考え方）及び事業内容、実施体制等を記載すること。
- ④ スケジュール〔A4版：任意様式〕
 - ・契約日から業務完了までのスケジュールを記載すること。
 - ・スケジュールの作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - 企画案の打ち合わせや検討時間も考慮すること。
 - 実務において変更する可能性があること。
- ⑤ 参考見積書〔A4版：任意様式〕
 - ・受託業務に係るすべての経費を計上（消費税及び地方消費税込）すること。
 - ・経費の明細を明らかにすること。

(4) 提出部数：正本 1部、コピー 4部

5 審査の方法等

(1) 資格の確認

応募書類提出後、県民生活課において、応募資格の適否について確認する。確認の結果、資格が無いと認めたものに対しては、その旨及び選考委員会で審査を行わないことを通知する。

(2) 審査

応募資格を満たしている者を対象に、選考委員会で書類審査、プレゼンテーションによるヒアリング実施の上、下記の審査基準をもとに総合的に評価し、最優秀提案者を選定するものとする。

なお、ヒアリングの日程は、7月2日（木）を予定しているが、会場や時間等の詳細については、別途通知する。

[審査基準]

項 目		配点
事業趣旨	・ 企画の基本的な考え方が事業趣旨と照らして的確か。	10点
事業効果	・ 県民活動団体の経営者等に対する実効的な研修内容となっているか。	10点
普及性	・ 事業の内容が全県的な普及につながるものか。	10点
	・ 多様な主体の協働構築につながるものか。	10点
実施体制	・ 提案した事業企画を実施できる人材を確保し、実施体制が十分とれているか。	10点
合 計		50点

(3) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ・ 応募資格の無い者が提案したとき。
- ・ 提出された参考見積書（消費税及び地方消費税含む。）が、前記1（6）で定める契約金額の上限額を超える場合。
- ・ 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
- ・ 提案書類等に虚偽の記載内容があった場合。
- ・ 要項に違反または著しく逸脱した場合。
- ・ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為があった場合。

(4) 審査結果

審査結果による採用の可否は応募された事業者に通知する。なお、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

6 契約

- ・ 前記5（2）により選定された最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、業務委託契約を締結する。なお、選定は提案内容をそのまま了承するものではなく、提案内容の一部について変更や修正を依頼する場合がある。協議が整わない場合は、次点の者と協議を開始する。
- ・ 協議にあたり、提案された内容・金額について変更が生じる場合がある。
- ・ 受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県

へ報告すること。

- ・業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- ・受託者は、委託料の5割（10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲で前払金を請求することができる。
- ・業務で得た成果品及び著作権については、県に帰属するものとする。
- ・業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書（様式第4号）を提出すること。
- ・個人情報を取り扱うときは、「個人情報取扱特記事項」（別紙1）を遵守すること。
- ・業務の実施に当たっては、県が別途発注する「県民活動団体協働促進業務」の受託者と連携を図り実施すること。

7 その他

- ・企画提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- ・提出いただいた資料等については、返却しない。
- ・業務に当たっては、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。
- ・提出された書類は、山口県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となること。

【問い合わせ先：提出先】

山口県環境生活部県民生活課県民活動推進班（担当者：内田）

〒753-8501 山口市滝町1-1

電話：083-933-2614 FAX：083-933-2629

メール：a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、山口県知事(以下「甲」という。)の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録させている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、その指示に従うものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。